

市民の皆さまへ

関市職員不祥事に対するお詫び

この度、関市総合体育館内にある温水プールの利用料金の一部について、プール管理を担当していた職員が、平成18年8月から1年11カ月の間に約755万円横領していた事実が発覚いたしました。

市民の皆さま方に多大なるご迷惑をおかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます。また、市政に対する信頼を、著しく失墜させる事態となりましたことを深く反省しております。

公務員倫理の確立が強く求められている昨今、職員には日頃より、公務員としての倫理の確立、服務規律の遵守と綱紀の肅正を周知しておりました。私自身も昨年の秋の市長就任以来、職員は市民の皆さまのお役に立つよう心がけ、皆さまから信頼される市役所となるよう訴えてきたところであります。そうした中で、今回の不祥事が発覚したことは、誠に残念でなりません。

本日、横領された金額は全額返還されましたが、今後、市としましては、業務上横領で告訴を進める予定であります。一方、当該職員並びに関係する職員に対する処分について、懲罰委員会などを開催し、速やかに厳正な対応を進めてまいります。

また、公金の取扱いについては、複数の職員での対応や、現金や調書等のチェック体制を整備するなどの再発防止に努める事はもちろん、職員には綱紀肅正を今一度徹底し、私をはじめ職員一同、襟を正して職務に当たり、皆さまの信頼を一日も早く回復できるよう進めてまいります。

平成20年7月14日

関市長 尾藤 義昭

7月15日付けで次のとおり懲戒処分などを行いました。

◆当該職員 総務部税務課書記（当時スポーツ振興課書記）23歳……免職

〈事案概要〉

関市総合体育館温水プール利用料金の収納業務において、平成18年8月から平成20年6月までの間、プール券売機からの集金の都度、現金を一部抜き取り着服した。

〈処分理由〉

地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」違反。地方公務員法第29条第1項第1号「法律等に違反した場合」及び第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当

◆管理監督職員

- ・教育委員会事務局長 ……減給2カ月（給料月額10分の1）
- ・スポーツ振興課長 ……減給4カ月（給料月額10分の1）
- ・武儀地域教育事務所課長補佐（当時スポーツ振興課課長補佐）……戒告
- ・スポーツ振興課課長補佐……訓告

〈処分理由〉

上記事案に関する管理監督責任

※懲戒処分などについては、公務ということの影響を考慮して、その事例により事案概要や処分内容などを公表しています。氏名については、刑事事件などになり氏名が明らかになった場合を除き、公表していません。なお、市長、副市長、教育長については、今回の事件を重く受け止め、減給または給与の一部を返納する方向で検討しています。